

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会会員、会費及び寄附金等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会（以下「本協会」という。）の会員、会費及び寄附金等の取扱いに関し必要な事項を定める。

(会員の種類及び会費)

第2条 会員の種類及び会費は次のとおりとし、会費は入会月から1年間の会費とする。

種 類		内 容	会 費	
普通 会 員	個 人	大 人	1人	1,500円
		小、中、高校生	1人	1,000円
	家 族		1家族	3,000円
	グ ル ープ	5人以上で活動する団体	1人	1,000円
	法 人		1口	10,000円
名誉会員		本協会の運営に対し、多大なる貢献をした者で理事会が議決した者		

2 普通会员の会費の特例として、5年度分の会費を一括納入した場合は、翌6年度目の会費は、免除とする。

3 普通会员のうち、個人・大人の会費の特例として、10年度分の会費を一括納入した場合は、その者を永年会員とし、翌年度以降の会費は免除とする。

(入 会)

第3条 普通会员は、前条に定める会費を支払った日をもって会員とする。

2 名誉会員については、理事会の議決を経、その者の承諾をもって名誉会員となるものとする。

(会費の使途)

第4条 第2条の会費は毎事業年度における総額の50%以上を公益目的事業に使用し、残額を法人の管理業務に使用する。

(住所等の変更の届け出)

第5条 会員は、住所等に変更が生じたときは、速やかに理事長にその旨を届け出なければならない。

(会員証)

第6条 会員には、会員証を発行する。

(退 会)

第7条 普通会員は、退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

2 普通会員が会費を2年間滞納したときは、退会したものとみなす。

3 会員に本協会の名誉を毀損し、又は秩序を乱す行為があったときは、理事長は退会させることができる。

(寄附金の使途)

第8条 本協会が受け入れた寄附金の内、使途を定められた寄附金については、定められた使途に従って使用するものとする。

2前項の使途が定められていない寄附金については、毎事業年度の総額の50%以上を公益目的事業に使用し、残額を法人の管理業務に使用する。

(委 任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、本協会の設立の登記の日から施行する。